

患者のみなさまへ

当院についてのご案内（1）

▼当院は保険医療機関です。

▼当院では個人情報保護に努めています

問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。

▼患者さんと協力してお口の病気の継続的管理に努めています（歯科疾患管理料）

▼義歯を6カ月再作製できない取り扱い

入れ歯（同一の物）を新しく作った後、6カ月間は新たに作り直すことはできません。他院で作った入れ歯についても同様です。紛失等のないようご注意ください。

▼明細書発行体制等加算（レセプト電子請求を行っている医療機関）

明細書を無料で発行しています（公費負担医療で自己負担の無い場合も含む）。なお、必要のない場合は受付にお申し出ください。

▼保険外併用療養費の「特別の料金」

- 金属床による総義歯の提供（金属床総義歯の概要、材料、費用を院内掲示）
- う蝕に罹患している患者の指導管理<13歳未満で、う蝕多発傾向者以外>
（継続管理の概要、フッ化物局所応用及び小窩裂溝填塞の費用を院内掲示）

当院では上記の事項について、近畿厚生局京都事務所に
施設基準に適合している旨の届出を行っています。



●歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

●歯科口腔リハビリテーション料 2

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を実施しています。

●手術用顕微鏡加算 (根管内異物除去・加圧根充)

根管内の異物除去や複雑な根管治療を行うために、手術用顕微鏡を設置しています。

●歯根端切除手術

手術用顕微鏡を使い歯根端切除手術を実施しています。

●有床義歯修理及び有床義歯内面適合法の歯科技工加算

迅速な入れ歯の修理及び床裏装が出来る体制を整えるため、当院では歯科技工士を配置し、歯科技工室・歯科技工に必要な機器を設置しています。

●クラウン・ブリッジ維持管理料

当院で作製した金属の冠やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

当院では上記の事項について、近畿厚生局京都事務所に
施設基準に適合している旨の届出を行っています。

